

## 擔雪Ⅱ 安心サポートサービス規約

### 第1条(規約の適用)

- 1 この「擔雪Ⅱ 安心サポートサービス規約」(以下、「本規約」といいます。)は、公益財団法人 禅文化研究所(以下、「弊所」といいます。)がお客様に対して提供するサポート及びサービス(以下、併せて「本サポート等」といいます。)の利用に関する契約(以下、「利用契約」といいます。)について適用されるものとします。
- 2 弊所が本規約とは別に本サポート等に関して定める利用規約及び諸規定並びに弊所が運営する最新のウェブサイト(以下、「弊所サイト」といいます。)上での掲示による通知を含む弊所が後記第14条に基づきお客様に対して発する一切の通知(以下、総称して「弊所が定める利用規約等」といいます。)は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約の規定と前項の利用規約、諸規定、通知の内容が異なる場合には、当該通知、当該諸規定、当該利用規約、本規約の順で優先して適用されるものとします。なお、弊所サイト上での掲示による通知その他の方法による通知の内容が異なる場合には、後に通知されたものが優先して適用されるものとします。

### 第2条(対象となる製品)

本サポート等の対象となる製品(以下、「対象製品」といいます。)は下記のとおりとします。

記

「擔雪Ⅱ 財務管理」(LAN版を含みます。)

「擔雪Ⅱ 法務管理」(LAN版を含みます。)

「擔雪Ⅱ 会費管理」(LAN版を含みます。)

「擔雪Ⅱ 寄付金管理」(LAN版を含みます。)

### 第3条(利用契約の締結及び成立時期)

- 1 お客様は、対象製品のユーザー登録完了後に、利用契約を申込みことができ、弊所所定の手続が完了した時点で利用契約が成立するものとします。
- 2 弊所は、利用契約の有効期間満了前に、契約更新の案内をするものとします。お客様は、この案内に従って弊所所定の手続を取っていただくことにより、さらに1年間、利用契約を更新することができます。但し、この案内に明示する期間内に弊所所定の手続をお取りいただけない場合には、更新前の有効期間満了をもって利用契約は終了するものとします。

### 第4条(利用契約期間)

利用契約の有効期間は、当該契約の締結日から1年間とし、利用契約締結後に弊所がお客様に対して発行するサポート登録票又はそれに代わる案内文に明示されるものとします。

### 第5条(提供される本サポート等の内容)

利用契約に基づいて提供される本サポート等の内容は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 本サポート等のうち「オンラインデータバックアップ」は、お客様が弊所が別途定める方

法により、本規約に定める利用条件その他弊所が別途定める利用条件に従い、弊所が別途定めるデータセンターとの間においてお客様のデータの送受信を行うことにより、当該データセンターにお客様のデータを保存すること及び当該データセンターからお客様のデータをダウンロードすることができるサービスをその内容とします。

- (2) 本サポート等のうち「再インストール・データ移行サポート」は、対象製品の導入手順又はデータ移行手順についてお客様ご自身で解決できない場合に、弊所がお客様の電話又は電子メールでのお問い合わせにお答えするサービスをその内容とします。なお、状況によっては、インターネットを経由した遠隔操作を用いて対応する場合があるものとします。
- (3) 本サポート等のうち「パスワード紛失対応」は、対象製品を使用する際に設定したパスワード（以下、「対象パスワード」といいます。）を失念した場合に、弊所において合理的に対応可能な範囲で対象パスワードの設定を無効化するサービスをその内容とします。
- (4) 本サポート等のうち「破損・紛失 CD-ROM 再発行」は、対象製品のプログラム提供媒体に破損又は紛失が生じた場合に、利用契約の有効期間中 1 回に限り無償で新媒体を提供するサービスをその内容とします。
- (5) その他のサポート及びサービスについては、弊所が定める利用規約等に規定するのとおりとします。

## 第6条(委託)

弊所は、お客様の承諾を得ることなく、本サポート等に関する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

## 第7条(利用契約の終了)

- 1 お客様は、弊所に対し、書面で通知することにより、いつでも利用契約を解除することができるものとします。この場合、当該通知が弊所に到着した時点で利用契約は終了するものとし、後記第8条に基づきお客様から弊所にお支払いいただいた料金の全部又は一部をお返すすることはないものとします。
- 2 お客様に対する対象製品の使用許諾契約が効力を失った場合は、利用契約も自動的に終了するものとします。この場合の料金の返還については、前項の定めに従うものとします。
- 3 対象製品又は弊所がその後継と定める製品の製造が中止された場合、利用契約は、当該製造中止の日から弊所が合理的と判断する期間の経過をもって終了するものとします。この場合は事前に弊所からお客様に案内するものとします。この場合、お客様が将来分の料金を支払われている場合は、利用規約終了日以降に相当する料金をお客様に返還するものとします。

## 第8条(利用契約の料金)

- 1 利用契約の料金（以下、「サポート料金」といいます。）は有償とします。なお、サポート料金の金額及び支払方法等については、対象製品のユーザー登録時及び利用契約更新時に弊所からお客様に案内するものとします。
- 2 利用契約の有効期間中に何らかの事由により利用契約の効力が失われた場合（お客様のご都合により利用契約が解除された場合も含みますがこれに限りません。）その他如何なる場合においても、お客様から弊所にお支払いいただいた料金の全部又は一部をお返すことはしないものとします。

## 第9条(登録内容の変更)

- 1 お客様は、ユーザー登録又は利用契約の申込みにおいて届け出た内容に変更があった場合には、直ちに弊所所定の手続により当該変更の届出を弊所に対して行うものとします。
- 2 お客様は、前項の届出を怠ったことにより、弊所からの通知又は本サポート等に関連する郵送物あるいは電子メールの送付が不到達となっても、通知については後記第14条に従うこと、当該郵送物については通常到達すべき時に到達したとみなされることにあらかじめ同意するものとします。
- 3 第1項の届出を怠ったことによりお客様が被った損害又は損失等については、弊所は一切の責任を負わないものとします。また、お客様は、お客様が当該届出を怠ったことにより弊所又は第三者が損害を被った場合、弊所又は当該第三者に対し、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を直ちに賠償する責任を負うものとします。

## 第10条(禁止事項)

お客様は、本サポート等を利用するに際し、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならないものとします。

- (1) 国内外の諸法令又は公序良俗に反する様態により本サポート等を利用する行為
- (2) 弊所又は第三者の財産権（著作権等の知的財産権を含みます。）、プライバシー等の権利を侵害する行為
- (3) 弊所又は第三者を誹謗中傷する情報を流す行為
- (4) お客様の行為として不適当であると弊所が判断して中止を指示した行為
- (5) 前各号に準ずる行為
- (6) その他弊所が不適当と認める行為

## 第11条(知的財産権)

お客様は、本サポート等を通じて弊所がお客様に提供する情報（映像・音声・文章・写真・各種広告・ソフトウェアを含みます。）が、著作権、商標権、特許権、又は他の知的財産権及び法律により保護されていることを認め、又同意するものとします。

## 第12条(秘密保持)

お客様は、弊所又は第6条に基づき本サポート等に関する業務を委託した第三者（以下、「委託先」といいます。）から得た弊所又は委託先の機密に係る情報を第三者に開示又は漏洩することを禁止されるものとします。

## 第13条(利用範囲外の利用禁止)

お客様は、弊所が事前に承諾した場合を除き、お客様が本サポート等を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとします。

## 第14条(弊所からの通知)

- 1 弊所は、弊所サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付その他弊所が適当と判断する方法により、お客様に対し、随時必要な事項を通知するものとします。
- 2 前項の通知は、弊所が当該通知を弊所サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発

送し、又はその他の方法により通知を発信した時点からその効力を生じるものとします。

#### **第15条(本サポート等提供の停止)**

弊所は、以下の各号のいずれかの事由が存在するときは、本サポート等の全部又は一部の提供を事前の通知を要しないで直ちに停止することができるものとします。

- (1) お客様が本規約に違反したとき
- (2) お客様が利用契約の申込み、又は弊所への書類・資料等の提出に際し虚偽の事項を記載又は申告等したことが判明したとき
- (3) お客様が本サポート等を利用する者として不適当であると弊所が判断したとき
- (4) お客様が弊所の利用する電気通信設備に過大な負荷を生じさせ、他のお客様の利用に支障が生じるおそれがあるとき
- (5) 弊所の業務判断により本サポート等に関する事業の全部又は一部を停止するとき
- (6) 弊所が利用する電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (7) 弊所が利用する電気通信設備に障害が発生したとき
- (8) 電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止すること等により本サポート等の提供を行うことが困難になったとき
- (9) 天災、事変その他の非常事態の発生により本サポート等の提供が不可能若しくは困難になったとき、又はその可能性があるとき
- (10) 前各号に準ずる事由があるとき
- (11) その他弊所が本サポート等の提供を停止する必要があると判断したとき

#### **第16条(解除)**

- 1 弊所は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、催告を要しないで利用契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。この場合、前記第8条に基づきお客様から弊所にお支払いいただいた料金の全部又は一部をお返しいたすことはしないものとします。
  - (1) 強制執行、競売、差押、仮差押、滞納処分、後見、保佐、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに準ずる手続の申立を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始その他これらに準ずる手続の申立を自ら行ったとき
  - (2) 解散又は死亡したとき
  - (3) 手形若しくは小切手の不渡りを出したとき、又は支払を停止したとき
  - (4) 監督官庁から事業の取消又は停止の処分を受けたとき
  - (5) 前条各号に定める事由が発生したとき
  - (6) 前各号に準ずる事由が発生したとき
- 2 前項に基づく解除を含め、本規約に基づく解除及び解約は、本規約に基づく損害賠償請求及び費用請求を妨げないものとします。

#### **第17条(第三者からのクレーム等)**

お客様は、本サポート等の利用又は本サポート等を利用して行う事業に関連してお客様又は弊所が他のお客様を含む第三者からクレーム、主張、請求、異議等（以下、「クレーム等」といいます。）を受けた場合には、自己の責任と費用をもってこれを処理解決するものとします。

## 第18条(バックアップ等目的によるデータの保存等)

- 1 弊所は、お客様の承諾を得ることなく、お客様が本サービスを利用して、弊所が別途指定するデータセンターサーバに保存したお客様のデータその他お客様が本サービスに関連して弊所に提供したデータ（以下、「お客様保存等データ」といいます。）を、弊所におけるバックアップ等の目的で別の保存用サーバ等に保存し、又は当該お客様保存等データを複製することができるものとします。
- 2 お客様は、前項に基づくお客様保存等データの消去について、一切異議を述べないものとし、弊所は、前項に基づくお客様保存等データの消去に関連してお客様が被った損害又は損失等について一切の責任を負わないものとします。

## 第19条(データの消去)

- 1 弊所は、利用契約が終了した場合、お客様の承諾を得ることなく、お客様保存等データを全て消去することができるものとします。
- 2 お客様は、前項に基づくお客様保存等データの消去について、一切異議を述べないものとし、弊所は、前項に基づくお客様保存等データの消去に関連してお客様が被った損害又は損失等について一切の責任を負わないものとします。

## 第20条(免責)

- 1 弊所は、お客様が本サポート等を通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等について、一切保証しないものとします。
- 2 弊所は、本サポート等の遅滞、停止、変更、中止、廃止、又は登録、提供される情報・データの喪失、流出に関連してお客様が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わないものとします。
- 3 お客様に付与されるアカウント情報等を使用した本サポート等の利用はお客様自身の利用とみなし、事実上の使用者が誰であろうとその責任をお客様が負うものとし、弊所は一切の責任を負わないものとします。
- 4 弊所は、弊所の管理外である通信回線や弊所設備に属さない設備の状態について、一切の責任を負わないものとします。
- 5 弊所は、委託先の作為又は不作為によりお客様が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 弊所は、お客様が本サポート等の利用に関連して他のお客様を含む第三者に与えた損害又は損失等について、一切の責任を負わないものとします。
- 7 前各項に定めるほか、弊所は、お客様が本サポート等の利用又は本サポート等を利用して行う事業に関連して被った損害又は損失等について、一切の責任を負わないものとします。

## 第21条(本サポート等提供の中断)

- 1 弊所は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サポート等の全部又は一部の提供を中断することができるものとします。
  - (1) 本サポート等に係る設備の保守又は工事のため、やむを得ないとき
  - (2) 本サポート等に係る設備に障害が発生し、やむを得ないとき
  - (3) 電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して電気通信サービスの利用が不可能又は

困難になったとき

- (4) その他運用上又は技術上本サポート等の中断が必要であると弊所が判断したとき
- (5) その他不測の事態により、本サポート等の継続が困難であると弊所が判断したとき

2 弊所は、前項の場合において、お客様に生じる損害、損失、その他の費用の賠償又は補償等につき、一切の責任を負わないものとします。

## **第22条(本サポート等の内容の変更又は追加)**

- 1 弊所は、お客様の承諾を得ることなく、本サポート等の内容の全部若しくは一部を変更又は追加することができるものとします。
- 2 弊所は、前項による本サポート等の内容の全部若しくは一部の変更又は追加につきお客様が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わないものとします。

## **第23条(本サポート等の終了)**

- 1 弊所は、お客様に対して終了希望日の1カ月前までに通知することにより、お客様に対する本サポート等の全部又は一部を終了することができるものとします。この場合、お客様が将来分の料金を支払われている場合は、サポート終了日以降に相当する料金をお客様に返還するものとします。
- 2 弊所は、前項に基づき本サポート等を終了するに伴いお客様が被った損害、損失、その他の費用の賠償又は補償等につき、一切の責任を負わないものとします。

## **第24条(権利等の譲渡等)**

お客様は、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡、売買、名義変更し、又は質権その他担保に供する等の行為をすることができないものとします。

## **第25条(規約等の変更)**

- 1 弊所は、お客様の承諾を得ることなく、本規約、弊所が定める利用規約等を変更することができるものとします。
- 2 変更後の本規約、弊所が定める利用規約等は、弊所がお客様に対してその変更内容を通知した時点から第14条第2項に従いその効力を生じるものとし、以降は、変更後の本規約、弊所が定める利用規約等が適用されるものとします。
- 3 お客様は、本規約、弊所が定める利用規約等が変更された場合でも、一切異議を述べないものとします。

## **第26条(消費者契約法との関係)**

お客様が消費者契約法（平成12年5月12日法律第61号。以下「消費者契約法」といいます。）の適用対象に該当する場合、本規約の各条項は、消費者契約法の各条項と矛盾又は抵触する部分については、その効力を生じないものとします。なお、本条本文により効力を生じない部分は、消費者契約法の各条項と矛盾又は抵触する一部分に限られ、当該一部分を含む各条項のうちの他の部分及び当該条項以外の他の条項については、何らの影響を受けることなくその効力は存続するものとします。

## **第27条(損害賠償)**

本規約に特に定めるほか、お客様は、本規約に違反したことにより、又は故意若しくは過失により、弊所に損害を与えた場合、弊所に対し、その全ての損害（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を直ちに賠償する責任を負うものとします。

## **第28条(準拠法)**

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

## **第29条(管轄裁判所)**

お客様及び弊所は、本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて京都簡易裁判所又は京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## **第30条(協議解決)**

本規約に規定のない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた事項については、お客様及び弊所は、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

## **第31条(存続条項)**

利用契約終了後といえども、第1条、第3条第2項、第7条、第8条第2項、第9条第2項及び第3項、第11条ないし第14条、第16条第2項、第17条、第18条第2項、第19条第20条、第21条第2項、第22条第2項、第23条第2項、第24条、第25条第3項、第26条ないし本条の各規定は、なお有効に存続するものとします。

## **第32条(附則)**

平成23年8月1日 制定・施行